

## 国際希少野生動植物種の流通管理強化

## 現状と課題

- 国際希少野生動植物種は、その希少性から高額で取引されているものが多い。
- 適法に輸入された個体等については、登録した上で、登録票とあわせて譲渡し等を行うことができる。
- 登録されている個体等を占有しなくなった場合等は、登録票の返納が義務づけられているが、生きている個体について、個体が死亡しても返納しない場合が少なくないと推察。
- 未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として不正に利用した事件も発生。



スローロリス  
写真提供: 自然環境研究センター



オオバタン  
写真提供: 自然環境研究センター

## 講ずべき措置の概要

## 現行の登録制度

## 登録の要件

- 適法に輸入された個体
- 日本国内で繁殖した個体 など

マダガスカルホシガメ  
写真提供: 自然環境研究センター



申請

登録機関

以後、登録票とともに移動

個体と登録票は1対1対応



登録票

- 新たに有効期限を設定(生きている個体)
- 個体識別措置を導入(可能かつ必要な種)

- ✓ 一定の期間で失効させ、不正な流用を防止
- ✓ 登録票と登録個体の対応関係を強化

一定期間で失効



国際希少野生動植物種の流通管理の強化